臺灣日日新報 昭和八年三月二十八日 (第三版)（原簿配達）（印刷局一年五月九日第三種郵便物認可）

臺灣日日新報 夕刊

三月二十七日 夕刊定價一部貳錢

発行者兼印刷人 前野勇君 印刷所 臺北市榮町四丁目三十二番地 臺灣日日新報社 電話番號 編輯局 一八〇五番 營業局 一八〇〇番 支局 臺中市錦町二丁目 電話 一〇〇番 支局 臺南市末廣町二丁目 電話 一〇〇番 支局 花蓮港支局 出張所 高雄市 大阪市 神戸市 京都市 名古屋市 横濱市 ユタカビルディング内 東京出張所 東京市麹町區有樂町三丁目 東京支局

聯盟脫退の御諮詢案 けふ樞府本會議を可決

午後臨時閣議に附議して 聯盟本部に通告の手續

【東京二十七日發電通】樞密院は帝國の聯盟脫退に關する御諮詢案に對する最後の諮詢を決定すべく二十七日午前十時より第一回本會議の開において臨時本會議を開き、倉富、平沼正副議長以下各顧問官、二上書記官長、政府側より齋藤首相以下各閣僚、黑木法制局長官、有田外務次官以下關係官多列、定刻諸顧問官參列裡に伊東巳代治顧問官より、諮詢案は帝國一致の所產とも言はうか、若槻總裁の口吻を借りる迄もなくやむを得ない事に付閣議すべきことと言つてよからう。振り返つてみると大變物入りの米製鐵制が泰山鳴動鼠一匹の感ある以外は、大張り豪華艦隊やバス國旗かかるものではなからうか、米製鐵制も儲かる十萬圓そこらでは踏ん張つてみてもどうにもならぬことなつたか、中央の方で政治的にさう國策を決定したのなら、寧ろ潔よく腹に還だしい抵をしたが宜いからである。

今後の對支政策は 蔣の出樣を見て確立

有吉公使入京して語る

【東京二十七日發電通】駐支公使有吉明氏は有田次官以下多數の出迎へを受け二十七日午前九時東京驛着歸朝したが駐支政策に就き往復三週間の豫定であるがそれより長くなるかも知れぬ、日支直接交涉はまだその時期でない

支那の事態の安定を待つことが必要だ、日本としても靜觀の外ない、又支那にも直接交涉の準備は出來まい、差當り日支關係協定が五月七日滿期となるが支那は多分慶祝するであらう、然し協定滿日は狼狽して延り延りになるであらう、排日氣運が依然として續いてゐる、蔣介石と共產軍の妥協成立は噂だが何れも事實上の上重重關係だ、支那部の問題に就ては列國殊に英國と對支政策上提携の要ありランソン公使も認めてゐる今後の對支政策は蔣介石の出樣を見てから確立すればよい

汪精衞いよいよ 行政院長に復職

蔣介石との會見の結果

【南京二十六日發電通】汪精衞は二十六日午後六時四十分滬寧線の行政院長官專車で南京驛着、蔣介石、孔祥熙、宋子文、張群、何應欽、陳儀、朱家驊、陳公博、褚民誼、羅家倫、陳布雷、葉楚傖、丁惟汾、陳立夫、葉琢堂、張厲生、陳果夫

長城附近での逆襲は將の二石二鳥の策戰

雜色軍潰滅と英米の干渉誘致

【東京二十六日發電通】陸軍省に到着した諸情報を綜合するに兩介石は北支時局を收拾するため先づ熱軍の潰滅を以て第一の目標とし西北軍に對しては一時之を懷柔する策を執つてゐる、從つて張學良の外國行飛機も右の東北軍懷柔策より出たもので熱軍は日本軍の手に俟つて潰滅せしめるため之を古北口・古北口の第一線に進めその後方に直轄軍を配置し無理強ひに日本軍に對し攻撃を敢行せしめ兵力の消耗を圖つてゐる、その攻撃の成否は眼中にないが多少でも成功すれば中央軍を出動し熱を掃蕩せんとし萬一失敗する當に對日感情惡化の責任を負はせ結局熱軍のみを潰滅せしめんとの意圖に出でたものである、從つて熱軍は日本軍の手に俟つて潰滅せしめるため之を古北口方面に誘出を圖つてゐるに過ぎず、從つて熱軍の潰滅

續殘月謎

(148)

志乃田廸司作
清水三重三畫

新人柴田新のデビュー

(宮眞は柴田新一)

政治狂
―の壯士◇◇
即ち今日の喜劇王
五九郎の逸話二三

長唄界の巨星
勝太郎近く來臺

義江フロのロケ隊近く歸京

浮浪者としての女子の浮沈
酒井英二郎

公開欄

臺日案内
書籍　全集並學術書高價買入　臺北市本町二ノ六　電一二二番
醫院　須小醫院　臺北市本町二ノ六　電一二二番
履物　日傘大廉賣　臺北市本町二ノ三　電一二二番
寫眞　光線フイルム　臺北市西門町　商店
ハテーハンクロ　新着　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
美味な洋食　ギンチヨー　臺北市榮町通り　電一九三七
料理屋　生蕃屋本店　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
内地土産　剝製　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
四四二九番
樂種商　月やく　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
高等理髮　馬場理髮館　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
製靴商　ヒコウ運動靴　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
自動車　南邦タクシー　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
雜件　洋服ダンス　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
黑燒石崎黑燒店　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
麻雀一組拾圓　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
繪絹　萬年筆　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
ヨーヨー　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
內地に御用は　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
屏東木瓜　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
エナモル　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
紙文房具　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
祝品　臺北市榮町一ノ一　電一九三七
自動車　臺北市榮町一ノ一　電一九三七

ソルヒ　專賣特許
にんにく有効成分を強烈として生きたまゝ驚くべき濃度に無臭無味絶對に無害純粹結晶強壯強精劑

日本一の菓子　コリグ　運動に勉強に
日本輪業コム株式會社　神戸市灘區岩屋
其他島内御使用の各種ゴムロール製造販賣　資本金壹百萬圓　鐵道省海軍省指定工場
ルーロムゴンリチニの一第界斯
リチリ　ICHIRI
特約店募集

始祖　老牌
一番ヨクキク
驚く可き此効力、誇る可き此値段
キンチヨー
金鳥の渦巻
キンチヨー
キ・ンチヨーの棒形も渦巻も（化學的藥品を絶對に不使用）
專賣特許　火持が長く一番徳用です
蚊の居ない時でも焚いて香りを楽しむ事が出來ます

濕布に優る
ネホス
感冒・肺炎・咽喉痛
藥効の完全を期するために必ず厳封包裝品の御購入を冀ふ
近時エキホスと稱しエキホスと稱しエキホスと稱しエ

漢文 臺灣日日新報

政友會自信必獲政權
警戒各方面策動
有希望舉國一致內閣者

二十七日東京電。政友會於議會終了後政局動向。極費細心注意。蒐集各方面情報。講諸對應策。傾注全力。謀政局有利轉換。然齋藤首相。於議會最終日。聲明「非常時局尚未解消。今後欲更盡泰公之誠。冀有首相與高橋藏相山本內相會見。今約自重。如是或「固卓現陣。已慢乡少危懼之念。議會雖無事終了此乃政友會確信。齋藤首相與鈴木總裁並高橋藏相會見之結果。料於議會後政權必因諸授受。必圓忍自重。支援政府。若無「我慾支援」是」日亦難保其位置。此事齋藤首相必無不知之理。然無視其言實。今默坐不動。欲陷次回。會。想首相必不出此無謀之策。結局至議會後殘務處理。及國際聯盟脫退善後處置完了之間。為一時的政局安定之應急措置。予級五六日內。須辭次年豫算編成時期。將來政局。大體得以看破。當不因政變而使時局紛糾。政情歸定後。或政界一部。有策動政黨內閣出現。與軍部方面。確派重臣方面。相當連絡。種々策動。此等運動。決不可無視。十分警戒。則無遺漏云。

政府政友難免衝突
軍部希望中間內閣
齋藤內閣恐難延命

二十六日東京電。第六十四議會既終了。所言傳者惟政局之轉換。齋藤首相。與高橋藏相。山本內相等。謀更結束。兩相皆賛成之。然自日下政情見之。內閣現狀維持。到底困難。民政黨自身貫成政局現狀維持然山本內相。亦同意見。對齋藤內閣之計畫。別無異論。反積極的支持其計畫也。至於政友會黨情。全與反對。政友會全體。於議會終了後。確信政局轉換。又高橋藏相與政友會滯渠漸深。而六十四議會中。政友會對齋藤內閣。無甚攻詰。惟守沈默。援助齋藤內閣。使未會有大衝突過過。其中自有心々相印者。若齋藤內閣。執現狀維持策。仍告其職。則政友會內反政府氣分。登時爆發。政友會與政府。難免正面衝突。同時政友會出身閣僚。勢必進退維谷。政府對政友會衝突前。政府內部必破綻。由是觀之。政局必轉換。齋藤首相等。雖謀延命策。而政局轉換性必急強。又自貴族院空氣見之。決不信對齋藤內閣。小山法相。鳩山文相有貴任問題。首相藏相圓結束者。要在痛感自己地位不安也。政局雖難免轉換。而後繼內閣。軍部不喜政權移於政黨。民政黨為避政權移於政友會。仍謀中間內閣。軍部意向。必大影響於後來政權也。

保定以南
無一東北兵
二十五日天津電。河北省

順德東北軍騎兵六旅。二叫日來移至通州。出動於豫為備禦者。乃留一分捕而已。日下滿日焦土。農民望雨甚切云。

國同總會
謀擁平沼男
組一致內閣

廿六日東京電。國民同盟主二十七日午後三時。在丸之內會館。開議員總會。協議議會終了後當面諸問題。後安達總裁就任。國同料不久齋藤內閣倒壞。一當然律案外六件。

天文家兩隊
欲觀日蝕
兩班出發

二十六日東京電。來廿九日午前八時至十時。日蝕現象。為天文學者。早已以女性士為首班。而自東京。山本博士為首班。而自京都。二隊赴同島。同島在多拉區島南東六十哩。面積六町步。人口三百名住之。交通連絡。南洋廳及海軍水路部。當之。

汪精衛復職後
國民政府改造
廿六日南京電。汪精衛復職後

即更迭。以改造政府。中央執行委員經享頤任教育部長　江蘇省首席顧祝同依願免官　交通部長朱家驊任江蘇省首席交通部長。外遊歸來之孔祥熙。或前上海市長張群氏有力。

高雄旗山郡
社會事業講師
高雄州旗山郡主開社會事業講習會。去二十二、三兩日。開于旗山郡役所。講習員。為街庄助役。吏員十餘名。講師為禿社會事業主事。赤座郡視學。加藤屬等。講習告終。開講習員郡下街庄長。係者等懇談會。

臺北市共學兒童
銓衡後決定百十名
總數却有二百四十四名

為郡臺北市民。為適時勢之進步。對于教育方面。深為致意。如初等教育入學率。逐年加多。就中關國語力之向上。尤為必要。以是希望共學年。年盛一年。如本年度希望者總數二百四十四名。經銓衡後決定百十名。

新店後溝塚
限至四月末
文山郡新店公學校。與新

店水源地。原係公共墓地。自改隸以來。曾改編墓地。現在多餘墓墳。此事該附近一帶。為欲美化施設。已將雜木雜草除去。所有墳墓。希望一般故者。速行遷去。明間限至四月末日云。

大甲大安外埔大旱
開輪番灌溉會議
農民望雨情殷

許久旱魃。處々乏水。致悲起命案。只望蒼天早降甘霖。以救衆生。如大甲街外埔大安三區域乏水。輪番。議至五時半閉會。均豫定二六、七兩日中全。開灌溉會云。

遠境先聲
通常總會
臺灣產業組合協會臺北州

支會。前來三十日午前十時。于州會議室。開評議員會。附議下記事項。一、昭和八年度經費豫算並經費賦課徵收法件。二、昭和八年度經費豫算追加案（第二號）一、滿錢株式引受所關法律案外六件。

產組北州支會
小公學校
入學數決定
已發來通知

臺北市小公學校。新年度入學兒童。自入學願書收受後。轉任各警察署。對於今回抄本于近日告完。經過二十五日。以公學校為最後。全部發表。小學部八年以上八名。不許可。而入學許可。除老松。龍山兩公學校外。聲于二十七日。發出通知。入學期發定四月一日云。

員林枇瓜組
役員問題
近開臨時總會

臺中州。員林郡員林枇瓜組合。員會。前年度役員。被南署員捕去。現正調查。係不任役員云。

彰化高女
入學試驗

臺中州。立彰化高等。女學校。自二十六日起三日間。施行入學試驗。受驗者二百九十名。其試驗科目。二十六日國語。算術。綴方。算術國語。常識試問。口頭試問及身體檢查。二十八日向上。

新豐郡管內
基本調查
實行改善

新豐郡當局。鑒于州下各郡農村之發展。不欲追步後塵。自前則。於轄下歸仁正田中。共村落。指定為模範村。對於產業。衛生。教育。風俗。力圖改善。該村住戶雖不多。已為一般所崇式。故設會擬自新年度起。倍加努力。出而活躍。乃於去二十六日午後五時。在自宅町該會舉事區。開市則總會。市由委員長黃欣氏。致開會辭。次會計主任趙劍泉氏。報告七年度收支決算。八年度收支豫算。改選役員。選舉。各種協議事宜。至八時餘散會云。

阿里通新高
登山路成
知事慰勞隊員

阿里山通新高山之登山道路開鑿工事。經已竣工。其擔任指揮監督諸警官。

社會事業大會
開於醫專講堂

臺灣社會事業協會。主開第五回社會事業大會。二十七日午前十時。開於臺北醫專講堂。出席者。有同協會々員。為州廳市街庄社會事業事務擔任者。及公私社會事業從事者。由地方長官推薦者。約三百名。首由會長述禮辭。次表彰社會事業功勞者。總務長答辭。來賓祝辭後。自午前十一時起。移入協議會。又談大會。午前九時起。開至三回。通常總會。提出協議事項如左。

▲協議事項　一、使發揮臨時議決不得已。對勇退者優遇。講究昇給。賞與其他方法。而賞與總額。達三萬六千餘圓。州亦努力斡旋就職。乡數已決云。

市俄古博覽
臺灣出品
本年六月十一日起五箇月

間。美國開市。俄古進步一世紀萬國博覽會。而世界各國。皆有盛明參加。我臺灣亦以為樽腳。帽子。鳥龍茶之大顧客。故此等特產物宣傳。將出品該賽協會。現由殖產局等籌備中。

中州教員
裁六十六名
異動七十餘名

臺中州小公學校職員整理。因卒業期關係。延期齊表。去二十五日發表。勇退校長三十二名。訓導二十三名。合二十四日發表。敘高等官校長十一名。計達十六名。補充約七十八名。是該州來曾有大異動。有一部顧慮其影響于兒童及教員。據州教育課談如左。今回勇員。因豫算關係。

蔣介石極力懇請
汪精衛允復行政院長
對日方針將開擴大會議

二十六日南京電。汪精衛於二十六日朝八時。與孫科及其夫人。蔣介石。同十時十分。由津浦線離京。同四十五分。在。介石官邸。在京要人悉部到席。零時一旦散會。午後三時。再開會。午後六時十分。散會。午後三時。在軍官學校。訪蔣介石。晤談。約一時間。此乃在相當大祥中。陪上海市長。吳鐵城。及前上海市長張群。同往者。為南洋委任統治東方加路群島中路領。阿魯區兩島。我國天文學者。早已以女性士為首班。而自東京。山本博士為首班。而自京都。二隊赴同島。同島在多拉區島南東六十哩。面積六町步。人口三百名住之。交通連絡。南洋廳及海軍水路部。當之。

臺南州下產米增加
圳水枯渴播種弗能
各地農民望雨甚切

臺南州下。近年產米漸增。中洲。東路埔以南。高雄如蓬萊米。因嘉南大圳通。畔東方面。圳水充足。早稻成績良好。高已盈尺。同地以北。卻窒。南島齊方面。圳水枯渴。土地龜裂。卻無播種。若近日降雨。亦不能栽種。恰一二月間。

西藏青海交涉決裂
西藏軍向青海進兵
獨立運動旗幟鮮明

二十六日奉天電。據中國情報。西藏與青海。前此衝突後。進行和議。然交涉決裂。西藏軍自青化。結古兩方面。進擊青海。西藏獨立運動之旗幟已明。

汪精衛復職後
國民政府改造
廿六日南京電。汪精衛復職後即更迭。以改造政府。中央執行委員經享頤任教育部長　江蘇省首席顧祝同依願免官　交通部長朱家驊任江蘇省首席交通部長。外遊歸來之孔祥熙。或前上海市長張群氏有力。

高雄旗山郡
社會事業講師
高雄州旗山郡主開社會事業講習會。去二十二、三兩日。開于旗山郡役所。講習員。為街庄助役。吏員十餘名。講師為禿社會事業主事。赤座郡視學。加藤屬等。講習告終。開講習員郡下街庄長。係者等懇談會。

臺北市共學兒童
銓衡後決定百十名
總數却有二百四十四名

為郡臺北市民。為適時勢之進步。對于教育方面。深為致意。如初等教育入學率。逐年加多。就中關國語力之向上。尤為必要。以是希望共學年。年盛一年。如本年度希望者總數二百四十四名。經銓衡後決定百十名。

保定以南
無一東北兵
二十五日天津電。河北省

順德東北軍騎兵六旅。二叫日來移至通州。出動於豫為備禦者。乃留一分捕而已。日下滿日焦土。農民望雨甚切云。

國同總會
謀擁平沼男
組一致內閣

廿六日東京電。國民同盟主二十七日午後三時。在丸之內會館。開議員總會。協議議會終了後當面諸問題。後安達總裁就任。國同料不久齋藤內閣倒壞。一當然律案外六件。

天文家兩隊
欲觀日蝕
兩班出發

二十六日東京電。來廿九日午前八時至十時。日蝕現象。為天文學者。早已以女性士為首班。而自東京。山本博士為首班。而自京都。二隊赴同島。同島在多拉區島南東六十哩。面積六町步。人口三百名住之。交通連絡。南洋廳及海軍水路部。當之。

高雄旗山郡
社會事業講師
高雄州旗山郡主開社會事業講習會。去二十二、三兩日。開于旗山郡役所。講習員。為街庄助役。吏員十餘名。講師為禿社會事業主事。赤座郡視學。加藤屬等。講習告終。開講習員郡下街庄長。係者等懇談會。

臺南州下產米增加
圳水枯渴播種弗能
各地農民望雨甚切

臺南州下。近年產米漸增。中洲。東路埔以南。高雄如蓬萊米。因嘉南大圳通。畔東方面。圳水充足。早稻成績良好。高已盈尺。同地以北。卻窒。南島齊方面。圳水枯渴。土地龜裂。卻無播種。若近日降雨。亦不能栽種。恰一二月間。

西藏青海交涉決裂
西藏軍向青海進兵
獨立運動旗幟鮮明

二十六日奉天電。據中國情報。西藏與青海。前此衝突後。進行和議。然交涉決裂。西藏軍自青化。結古兩方面。進擊青海。西藏獨立運動之旗幟已明。

阿里通新高
登山路成
知事慰勞隊員

阿里山通新高山之登山道路開鑿工事。經已竣工。其擔任指揮監督諸警官。

社會事業大會
開於醫專講堂

臺灣社會事業協會。主開第五回社會事業大會。二十七日午前十時。開於臺北醫專講堂。出席者。有同協會々員。為州廳市街庄社會事業事務擔任者。及公私社會事業從事者。由地方長官推薦者。約三百名。首由會長述禮辭。次表彰社會事業功勞者。總務長答辭。來賓祝辭後。自午前十一時起。移入協議會。又談大會。午前九時起。開至三回。通常總會。提出協議事項如左。

▲協議事項　一、使發揮臨時議決不得已。對勇退者優遇。講究昇給。賞與其他方法。而賞與總額。達三萬六千餘圓。州亦努力斡旋就職。乡數已決云。

市俄古博覽
臺灣出品
本年六月十一日起五箇月

間。美國開市。俄古進步一世紀萬國博覽會。而世界各國。皆有盛明參加。我臺灣亦以為樽腳。帽子。鳥龍茶之大顧客。故此等特產物宣傳。將出品該賽協會。現由殖產局等籌備中。

中州教員
裁六十六名
異動七十餘名

臺中州小公學校職員整理。因卒業期關係。延期齊表。去二十五日發表。勇退校長三十二名。訓導二十三名。合二十四日發表。敘高等官校長十一名。計達十六名。補充約七十八名。是該州來曾有大異動。有一部顧慮其影響于兒童及教員。據州教育課談如左。今回勇員。因豫算關係。

蔣介石極力懇請
汪精衛允復行政院長
對日方針將開擴大會議

二十六日南京電。汪精衛於二十六日朝八時。與孫科及其夫人。蔣介石。同十時十分。由津浦線離京。同四十五分。在。介石官邸。在京要人悉部到席。零時一旦散會。午後三時。再開會。午後六時十分。散會。午後三時。在軍官學校。訪蔣介石。晤談。約一時間。此乃在相當大祥中。陪上海市長。吳鐵城。及前上海市長張群。同往者。為南洋委任統治東方加路群島中路領。阿魯區兩島。我國天文學者。早已以女性士為首班。而自東京。山本博士為首班。而自京都。二隊赴同島。同島在多拉區島南東六十哩。面積六町步。人口三百名住之。交通連絡。南洋廳及海軍水路部。當之

資生堂石鹸店

資生堂石鹸二個お買ひ上げ毎に

新製 資生堂ソープン一個(全國一齊)進呈致すまし

固形髪洗ひ

(北海道、樺太を除く)

東京銀座 資生堂

八夕 陸發動機

熊本縣人會第一回總會

齒科 橋本醫院

台北市若竹町三ノ角・電四一三番

菊正宗

日本名酒

大阪商船出帆

基隆

三菱汽船出帆

基隆

大連汽船出帆

基隆

大連直行

山東丸 三月三十一日基隆發

代理店 丸二組

臺灣日日新報

臺灣新報

大英和辭典

詳解英和大字典

市河博士・畔柳飯島共著

全冊中部數千 餘枚指定辭書 新學年大特價 五圓五十錢

送料內地・五七

編纂延人員十萬 二十七年の心血

德富蘇峰 此の「大英和辭典」を見るに、凡そ斯業に於て、大字を冠するに相應と稱す。

矢野峰人(東北帝大教授) 凡そ新しい辭書は……第一には辭書の體裁にしてAPTODAなること、第二には評註の敎養、第三には用例等に關する說明の親切なること等……今これらの條件に照して富山房の英和辭典を見るに從來に於て英和辭典の名に冐かすべき難澁さに從來に於て英和辭典の名に冐かすべき難澁さを一見直に氣づく所であろう。……

岡倉由三郎 著者市河博士は、辭書氏はK、飯島氏はI、つまりI、K、Iであり、本辭典は愛敬すべき書である。又KIIとなり、この辭書が語學上の鍵となる。

(以上順不同)

富山房

東京神田 本邦唯一 内容見本進呈 郵券五〇錢

詳解英和大字典

懸賞當選書!

普及版 解註 萬葉集(全卷) 藤井書店

新刊 家舍圖鑑 別卷 解說書 成美堂

珠玉の研究!

吾人年來の大業績にして英米の高權威が特に其の價値を認めて其の美裝版を買ひ取りたるもの其の全部を飜譯したるもの(別卷解說書付)

定價二十圓 送料四圓

增補版 國民日本歷史 振替東京五〇一番 富山房

戀愛當選書!

併用自在 併用史上の人々 振替東京二七一〇九番 併用書堂

高木蒼梧著 四六判 定價一圓八十錢 送料十錢

受驗參考 高等代數學問題詳解(上下) 大日本圖書株式會社

新刊 明治文學全集 三友堂書店

新刊 巡査の地誤と模範答案全集 西ケ原刊行會

新刊 實驗豚肉加工法 附製革法 目黑書店

新刊 最新養兎法 養兎家の顧問 目黑書店

新刊 ポケット蔬菜園藝圖 目黑書店

新刊 肥料學 目黑書店

新刊 實驗葡萄全書 全三卷 目黑書店

新刊 農產製造實習法 目黑書店

新刊 圖書案內 新刊月報 全國各書店

教育界一致の推薦

新學年大特價 二圓五十錢

服部・小柳 兩博士 ◇改訂增補版◇ 共著

全冊中部數千 數枚指定辭書 二百十餘萬突破!

英和大辭典

學生諸君は教科書と共に是非此座右へ!

東京出版協會 東京版元會 新刊圖書案內

臺灣日日新報

臺灣新報

◎内容見本進呈

ルービガラオ

お前「見榮」
飲み「瓶」
飲み「名」
飲み……
おらはオ、
ラガの「味」
飲み「値」
飲み!

ブロチン

咳に痰に鎮咳祛痰

咳嗽を鎮め、咯痰を去るの效、極めて顯著にして、肺結核肋膜炎、咽頭カタル、百日咳其他に卓效あるを認めらる。

說明書進呈

粉末と錠劑

東京・室町 三共株式會社

水産國こしての臺灣の地位　大局を正視して施設をなせ

（二）

（承前）

於ける水産關係の生産額に、昭和四年の二千九十五萬圓から當時の絶頂で、それ以來所減し同五年は二千六百七十萬圓、六年は二千二百萬圓、そして同七年には一千萬圓までに落ち込んで來たが、原因としては財界變調、其他手繰網漁船の約半數が休業して七百隻餘に二隻となつたこと等に依ることは勿論であつたけれども、將來の原因としては幾何當局の水産關係の施設の實現であることも數へ上げねばならないことは其人の關る重點となるところである。

二

いま内地における水産業發展の趨勢を見るに、政府側の施設に於ても、民間の企業家の投資に於ても、將來大體に於て漁獲高の增加の傾向を帶びて來た。從來政府の上には殆んど無力であつた全國漁民の意思希望が普選の結果立法府を通じて政治の上に著しく反映し來り、水産關係促進の叫聲が各政黨のプラットフォームに現はれ來るものが多くなり、又實際政治に於ても有力なる水産關係者の進出も增加したので、これらの事實が政府の積極的施設の方針並びに國營經營等のことと相俟つて著々新施設が實現し、漁業根據地の設定とか沿岸漁業の擴充發及の事も行はるる方、臺灣の漁業に關係を有するトロール漁業は香港に於て内地以上の好成績を擧げて居り、將來一般に於ても重要都市の市場の取扱と魚類の約四割は、日本漁業者の手で持つて居る、即ち南洋方面の漁業は古くから發展して居るに、殊に南洋に近く位置する我が臺灣の好漁場に對する自覺が餘りに缺けて居るが、是が臺灣の將來に對する目覺めの方が最も足らないかの感がある。

三

臺灣水産界の活躍すべき種類としては、鯛、鰆、カナガシラ等の底魚漁業の場所として約二十六萬平方哩の支那海があつて年約三千五百萬圓の生産額をあげて居り、外國漁業にも四十七萬平方哩があり、又たマグロ、鰹、鰤等の浮魚漁業場としては内地沿岸は延長の約三倍に及ぶ七千五百哩を有して居る、又たフイリッピン及びシヤム方面への水産物輸入高年約七千萬圓でジヤガたけでも三千萬圓程度を示して居るが、是等の地に在る漁業者は主もに華僑であるから、その商習慣は勿論一般の風俗習慣を能く知つて居る本島人にして大に奮發するところがあれば此の方面への發展は期して待つべきものがある筈だ、此の意味に於て臺灣の頂要産業として水産にも力を傾倒すべきではなからう乎。

五

昭和八年度總督府は已に調查を遂過、近く公布されることであらうが、當局水産關係の新施設を見ると、僅かに前年度に繰功した繰越工場に據附ける機械を增設又は改造で同額が僅かに一年の事分に過ぎない、此の工場に於て製造する小形の鰹節の如きも一萬三千圓の製造高を擧げるに、僅々二萬三千圓の事分に過ぎない、此の工場に於て製造する小形の鰹節の如きも一萬三千圓の製造高を擧げるに、僅々二萬三千圓の事分に過ぎない、此の工場に於て製造するものはマグロの燻製と魚粉であるが、地理的位置大漁事業の新形勢に順應して將來大發展の素地をつくり成すや大大的の考慮を求めざるを得ない。

聯盟脫退の通告
壽府へ發電さる

東洋平和確立の根本方針
聯盟と全然所信を異にす

廿七日外務省から

【東京二十七日發電通】帝國政府は聯盟規約第一條第三項に基き二十七日左の通告を外務省より ゼネバの聯盟事務局宛發電した

帝國政府は東洋の平和を確保しひいて世界平和に貢獻せんとする帝國の國是が各國間の平和發展を企圖する國際聯盟の使命とその精神を同じうすることを認め過去十有三年にわたり原聯盟國として、また常任理事國としてこの崇高なる目的の達成に協力し來りたるを欣快とするものなり、而してその間帝國が當に他の如何なる國にも劣らざる誠意をもつて聯盟の事業に參與せるは勿論として動かすべからざる承認なると同時に、帝國政府は現下國際社會の情勢に鑑み世界諸方における平和の維持を緊らんがためにはこれ等各地方の現實の事態に即して聯盟規約の運用を行ふを要し、且つ新くの如き公正なる方針に則り從つて聯盟がその使命を全ふしその機能の增進を期し得べきを信ぜり

◇

昭和六年九月日支事件の勃發以來帝國政府は終始右の信念に基づき聯盟の諸會議その他の機會において聯盟が本旨に則を遵守するに必要なる方法をもつて し、且つ東洋平和の維持に關聯して帝國の負ふべき特殊の地位に鑑み、聯盟規約の適用を緩すの態度を以つて臨み、又聯盟理事會の決議に對しても帝國の負ふべき義務を履行するに吝かならざりしことは、既に帝國政府の屢次の聲明に徴して明かなるところなり

◇

これを要するに多數聯盟國は日支事件の處理に當り現實に平和を確保するよりは適用不能なる方式の尊重をもつて一層重要なりとし、又將來における紛爭の禍根を芟除するよりは架空的なる理論の擁護を以て一段貴重なりとせるものと見るの外なく、他面これ等聯盟國と帝國との間に根本的なる意見の相違あること前記の如くなるを以て、ここに帝國政府は平和維持の方策殊に東洋平和確立の根本方針につき聯盟と全然その所信を異にすることを確信せり、依つて帝國政府はこの上聯盟と協力するの餘地なきを信じ、聯盟規約第一條第三項に基き帝國が國際聯盟より脫退することを通告するものなり

◇

【東京二十七日發電通】聯盟脫退に關し二十七日後三時首相官邸外をもつて發表された詔書左の如し

詔書

朕惟フニ嚮ニ世界ノ平和克服シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考是ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シ給ヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ荀クモ懈ラス前後十有三年其協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ方リ帝國ハ其獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見是ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ愼重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ然リト雖モ國際平和ノ確立ハ朕常ニ是ヲ希求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是從フト雖モ固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇內ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常時ノ時難ニ遭遇ス是正ニ擧國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其職分ニ恪循シ群庶各其業務ニ淬勵シ總テ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

各大臣副署

自分は當分時局を擔當して行くつもり
時局問題につき首相語る

【東京二十七日發電通】聯盟脫退に關し二十七日後三時首相官邸外をもつて發表された詔書左の如し

詔書

朕惟フニ嚮ニ世界ノ平和克服シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考是ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シ給ヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ荀クモ懈ラス前後十有三年其協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ方リ帝國ハ其獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見是ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ愼重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ然リト雖モ國際平和ノ確立ハ朕常ニ是ヲ希求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是從フト雖モ固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇內ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常時ノ時難ニ遭遇ス是正ニ擧國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其職分ニ恪循シ群庶各其業務ニ淬勵シ總テ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

各大臣副署

【東京二十七日發電通】聯盟脫退に關する詔書後發表前內田外相は時局關聯問題に就き左の如く語る

聯盟脫退に關する詔書の手續も茲に全く完了した、政府に於て脫退通告を發する際は詔書を拜する考へでその準備を進めてゐたが、茲に恐懼たる詔書を拜しその御趣旨に副ひ奉るの途は、唯一層國運の發展に努力するの外ないと思ふ、今後の外交に就ては世界平和と人類幸福の增進を基調として進む根本方針には何等變りはない、外務省としては國際協調を重んずることは勿論で、考査部は未定の問題であるがこんなものがある

一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

三十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

四十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

五十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

六十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

七十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

八十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

九十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百二十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百三十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百四十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百五十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百六十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百七十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百八十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

百九十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百二十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百三十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百四十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百五十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十八、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百六十九、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十一、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十二、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十三、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十四、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十五、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十六、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十七、聯盟脫退後一週乃至二週間內に聯盟事務局と脫退交渉を開始すること

二百七十八、聯盟脫退後一週

新竹電燈會社から 二萬六千圓を要求

懐手をしてボロイ儲けを 夢みる惡製氷業者

【竹南電話】竹南製氷同業組合の總會を見、將た設置はないが製氷期に入ると共に製氷業者は新竹州下の製氷業者間に地理的關係から遂に新竹製氷會社代表八名は廿六日午後五時竹南市民館に會合打合會を開き協定の必要あり右協定の必要ありと認めたが遂に協定に至らず新竹州下の製氷業者間に地理的關係から遂に協定に至らず新竹州下の製氷業者間に地理的關係から遂に協定に至らず新竹州下の製氷業者間に地理的關係から

ムシ歯からこんなにもいろ〳〵な病気をひき起す

草木の萌え出づる春は歯痛を訴へる頃

春になるとやまで何となく氣分がすぐれないとか、歯が痛み出したり、歯齦が腫れ出したりすることが多いのです。それが原因となつていろ〳〵な病気をひき起します。

歯が悪い時に直接ひき起す病気

一、齲歯　二、齲部皮下膿瘍　三、下眼瞼腫瘍　四、眼球突出　五、眼球後膿瘍　六、急性蜂窩織炎　七、顎骨骨膜炎　八、加答兒

◇齲歯　齲歯の根端に膿汁がたまり、それが外皮の方向に穿通して。顎や下瞼の皮下に膿汁を作ります。

◇齲部皮下膿瘍　齲歯から悪い膿汁が入つて、齲歯の根端の下に膿汁がたまり、その齲歯が腐れてしまひます。

◇下眼瞼膿瘍　齲歯の下方に齲のたまる病気で、齲歯の下瞼は上瞼と違つてから、齲歯と直接の関係に想ります。

◇眼球突出　齲歯から悪い膿が入つて、蜂窩織炎や全眼球炎となつて、眼球の突出することがあります。

◇扁桃腺周圍炎　主として口蓋扁桃の周圍に、一般の扁桃腺炎（扁桃腺に限らず）に多く併発して起りますが、口蓋（齲歯）の疾患に併発するものが少くありません。

◇急性蜂窩症　上顎の六歳臼齒などの齲歯から、主に上顎骨の蜂窩織炎となることがあります上顎の六歳臼齒などが齲歯にな

◇肺膿瘍　齲歯の根端の病巣化膿菌が、血管又はリンパ管に侵入して、遠隔の肺臓に到達して、肺膿瘍を起すことがあります。

◇肝臓膿瘍　多くは血管又は淋巴管に、或は多數に現れます。多發性のものは全身感染症の際に、孤立性のものは肺炎が化膿した後等に起ります。

◇化膿性胸膜炎　五の化膿性病巣から續發的に、赤縁菌等が胸膜性に起ります。膿胸症などの特有な症狀が現れることがあります。

◇心臓内膜炎　心臓内膜の疾患で、主として僧帽瓣、特に僧帽瓣及び大動脈瓣に發病するものであります。この病原は往々同時に心筋の疾患を起し、その爲に心臓の機能不全となるものであります。

◇以上の如く齲歯の疾患は、單に歯のみの障害たるに止まらず、その影響するところは、實に全身に及ぶのであります。この意味において、歯の衛生は誠に大切なものでありますから、特に齲歯の生じ易い夜寢、寢る前のライオン齒磨をお勧めする次第であります。

◇ロイマチス　これは原因は不明でありますが、齲歯の不良狀態などが誘因となり、急性關節ロイマチスなどを起すことがあります。原々見られるものは急性關節ロイマチスであつて、數多の關節に疼痛性炎症及び腫脹を起し、且つ發熱を伴ふのが特長です。

◇胃加答兒　歯の悪いために充分咀嚼せずに嚥下することは食餌の不消化と相俟つて、最も屢々見られる原因であります。

ドイツのミュンヘンで、アルバン・ヘン氏が調べた統計によると

一、食物はよく咀嚼したのちなるべく多種類食するが必要である。よく食べはゆつくりすること、特に注意すべきは野菜類を多量に用ひること、なるべく新鮮な野菜類は果實の代用として十分その効あります。

二、生水を多量に飲み、酒類は一切慎むこと。一日に何杯でも生水は飲り可。

三、歯は常に清潔にして置くことが肝要である。歯の悪い人は健康の如き悪い。歯から病氣が傳はるからである。

四、胃腸一般に注意して、食事はきちんと時間をきめてより、其に適度の運動をなすことが必要である。なほ規則的に運動し適度の食事をとることが健康な證據である。

五、出來るだけ海浴し、皮膚を常に清潔に保つことが大切である。（ロンドン醫學會）

胃腸病患者が其他の病氣を有する患者よりも歯に歯の悪い者が多かつたことを報告してゐます。

永く歯が悪い時に放置に起る病氣は、

一、ロイマチス
一、胃腸病
一、腎臓病
一、急性蜂窩織炎
一、心臓内膜炎

健康五則
健康五則は日本的で、良い注意すべきものである。

病氣は「最大の浪費」なり。

宜しく寢る前の**ライオン**齒磨によりて、健康の利潤を生むべし！

金瓜石鑛山の身賣りか

全盛のままを久原系の日本鑛業へ

既に兩社間の假契約成り

四月一日引渡しに決定

金瓜石鑛山株式會社は獨て久原系の日本鑛業株式會社へ讓渡の交渉中であつたが、漸く商談成り四月一日を以て日本鑛業に引繼ぐことに決定した

別々に會社が創立せられ、夫々金二千萬圓の資本金を以て發足したが、其後金瓜石鑛山は大正元年九月に、瑞芳鑛業は同年十月に夫々増資をなし昭和三年十二月日本鑛業と改稱し現在資本金七千五百萬圓、瑞芳は資本金一千萬圓で創立されたのは去る大正十四年にして後資本金を五十

曙光

(387)

生方敏郎作

中野修二画

[illegible]

[illegible]

[illegible]

歸屬した丁強軍
虛に乘じ關內進出
部下一萬を率ゐて
支那軍狼狽して妥協交涉

【天津二十七日發電通】山海關前面の支那軍主力が灤州の線に撤退した結果、その後には石河右岸に騎兵一箇中隊、海陽鎭、秦皇島一帶に百十五師の二箇聯隊をみて灤河の左岸近くまで殆んどガラ空きの情態となつたので、その虛に乘じ滿洲國軍に歸屬した、丁強が部下一萬を率ゐ關內に進出した之を見て附近警備の百十五師は狼狽し妥協交涉中の模樣であるが丁強氏は或は灤州以東をも卷收するやも知れぬと見られてゐる、唯丁強軍は日滿軍の援助を離たれてゐるためその成否は危ぶまれてゐる

丁強軍石門寨を占據

【山海關二十七日發電通】丁強の歸順第二團先頭部隊は二十一日石門寨を占據し二十六日午前長城線に到着し、今後盛地方國軍警備區地帶に當ることになつた

昌黎附近は大混亂に陷る

【山海關二十七日發電通】昌黎附近は大混亂に陷り、商民は既報の如く一部は續々第一線に繰出されつつあり、昌黎は既報の如く一部は續々第一線に繰出されつつあり、昌黎は既報の如く一部は續々第一線に繰出されつつあり、昌黎

漢文
臺灣日日新報

第一萬一千八百四十四號　新聞日　日新報　（第三種郵便物認可）

聯盟脫退御諮詢案
全會一致通過樞府本議
閣議附議後通告聯盟

二十七日東京電。樞密院關帝國聯盟脫退御諮詢案。欲決定最後態度。二十七日午前十時。在官中東溜間。開臨時本會議。樞府　倉富。平沼正副議長以下各顧問官。二上書記官長。樞府　齋藤首相以下各閣僚。黑崎法制局長官。有田外務次官以下關係官參列。定刻諸員漸次參禮。聖上陛下　御蒞臨。倉富議長宣言開會。即入會議。左記議案上程。

一、國際聯盟脫退措置所關之件。

即上記案。先由小沼書記官長朗讀。次由倉富議長說明。委員會之審查經過。及其結果。依任員會之政府二後態度。脫退後之政府一般對外方針等。大體得知決意不動。事已明白。委員亦無質疑之外。脫退同時期外交一大刷新。為東洋平和確立。開日滿直接交涉之道。一方對列國詳說明中國實情。我對華方針之根本策。使其諒解。仙而依日滿議定書之締結。滿洲國家之回滿完全實速。今後更為協力。俾滿洲國承認。斷非不自然之事。立證於列國。開陳希望意見。特於報告書。附記此點。

既終乃審議。有二、三質疑應答。大勢既決。全會一致。本案可決。倉富議長奏請陛下　御退出。陛下　御退出。本會議閉會。右通告案。附議於本日午後開會之臨時閣議。即通告於駐日本部。按本條二項發表。

南京要人代表
外交財政重要會議

二十七日上海電。國民政府。本日開在京要人代表重要會議。確立在精神總動員行政院長。改造政府一部。及對日對列國外交方針。議財政應打開策。二十六日已通知上海宋子文蔣介石。兩氏於二十六日午後十一時發列車赴南京。一說週末三日中欲南下。參加非常時對策協議云。

海軍病院賣法租界
學良不正發覺

二十六日南京電。張學良知熱河陷落。事成必至。即將天津法租界國民政府海軍病院之土地建物。賣於法租界當局而吞沒之。最近發覺。海軍部得確證。二十五日求外交部。向法租界交涉此賣却無效。其他似有同樣不正行為。國民政府。附諸極祕。決定調查學良私有財產云。

賜諸議員及政府委員拜謁午餐

二十七日東京電。第六十四議會昨日本丸（五八四五噸、尾仁　船長外三十七名乘組）二十三日由兵庫出帆。向洛榮　熱斯航行中。二十五日午後二時半在眺手　大阪廳堂百二十浬。見一遇船遭難求救。即派遣救護船。午後三時半救助漁船。乘客四人。及漁具等。全部移乘本丸。午後四時半抵神戶。即上陸。午後五時半抵東京驛。對華政策語左。

日華直接交涉。尚非其時。須待中國全國統一。中央確立。及中國不準備直接交涉。日華關稅協定。五或更延長亦未可知。又中國不準備直接交涉。日華關稅協定。五年間不得不靜觀之。日華直接交涉。日華關稅協定。五年間不得不靜觀之。又中國不準備